



令和5年1月12日以降、中国から入国される方へ

令和5年1月12日午前0時(日本時間)以降(※)に入国される方について、

- ・中国(香港・マカオを除く)に渡航歴(7日以内)のある全ての方及び
- ・中国(マカオを含む、香港を除く)からの直行便で入国される方については以下のとおり水際措置が適用されます。

※ 搭乗する航空機の到着予定時刻が、令和5年1月12日午前0時(日本時間)以降の入国者が対象です。

Visit Japan Web の登録	有効なワクチン接種証明書	出国前検査証明書	到着時検査	入国後待機
必要	あり	必要	あり	なし
	なし			

- **令和5年1月12日午前0時(日本時間)以降、中国(マカオを含む、香港を除く)からの直行便で入国される方**については、有効なワクチン接種証明書の有無に関わらず、**全員出国前検査証明書が必要**となります。
- 中国出発時において搭乗前に**有効な出国前検査証明書を所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されます**のでご注意ください。
- 中国(**マカオを含む、香港を除く**)から**直行便で入国されない方**については、有効なワクチン接種証明書を所持している場合、出国前検査証明書は求められません。
- **Visit Japan Webより、検疫手続きの事前登録を行ってください。**
Visit Japan Webの登録がない場合、検疫での書類確認等に大変時間がかかりますので、必ず利用するようにしてください。
- 入国時検査の結果が陽性の場合、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。
- 詳細は、以下をご確認ください。
令和4年12月27日公表「[水際措置の見直しについて](#)」
令和4年12月29日公表「[令和4年12月27日付け「水際措置の見直しについて」の実施について](#)」
令和5年1月4日公表「[水際措置の見直しについて](#)」
令和5年1月9日公表「[水際措置の見直しについて](#)」